

令和7年度愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業 公募要領

愛知県では、障害のある人の芸術文化活動の支援者への相談支援や人材育成等を通して、障害のある人の芸術活動の普及を図ることで、障害のある人の自立と社会参加の促進を図ることを目的として、「愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業」を実施する団体を公募し、事業実施にかかる経費に補助金を交付する。

本要領は、実施団体の公募について、必要な事項を定める。

1 実施団体

以下の要件を満たす団体とする。

- ・愛知県内に事業所又は活動拠点を有する法人であること。
- ・過去3年間（令和4年3月から令和7年2月の間）に障害者の芸術文化に係る展示又は舞台発表を企画し、実施した実績を有すること。
- ・愛知県暴力団排除条例（平成22年10月15日 愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

2 実施団体数

1 団体

3 補助対象事業

厚生労働省が定める「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」（別添1）の「4 事業内容（1）都道府県レベルにおける活動支援」に定める事業

4 対象分野

自宅、学校、福祉施設、文化施設、社会教育施設、民間の教室等、地域の多様な場で行われる、美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動に対する支援を行う。

なお、実施団体は、一部の分野の支援を他団体の協力を得ることにより実施することとしても差し支えない。

5 事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

6 補助額の上限

6,382,000 円

※ 交付額は、1,000 円単位とし、端数が出た場合は切り捨てる。

7 補助対象経費

補助対象事業を実施するために必要な以下の経費とする。

1	給与・諸手当	・本事業に従事する正規職員の給与、諸手当
2	報酬	・本事業のために嘱託した職員など、非正規職員の報酬（賞与は不可）
3	賃金	・一時的に雇用されるアルバイトに対して労働の対価として支払う金銭
4	共済費	・1～3の支払い対象者について、法令に基づいて負担する社会保険の保険料
5	諸謝金	・研修講師やアドバイザー等に対する謝礼（法人役員・職員に対しては不可）
6	旅費	・研修講師やアドバイザー等、職員の旅行経費
7	需用費（消耗品費、燃料費及び印刷製本費）	・各種事務用品、文具等の購入費 ・搬入出車両等のガソリン代 ・研修会資料、展示会パンフレット、報告書等の印刷・製本の経費
8	役務費（通信運搬費、手数料及び保険料）	・郵便料、運搬料、電話・インターネット等の通信費 ・作品の輸送・展示等本事業に係る保険
9	会議費	・研修会や連絡会議等における茶菓代
10	使用料及び賃借料	・研修会、展示会、連絡会議等の会場借上料等
11	委託費	・展示会開催等に伴う会場設営等に係る委託費（事業費全体の50%を超えないこと）
12	備品購入費	・複写機、机、椅子等の物品

（補助対象経費の経理についての留意事項）

- ・収入および支出状況が分かる通帳を適切に管理すること。
- ・補助対象経費は本事業の対象経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって、金額等が確認できるもののみとする。
- ・補助対象経費は、現金で支払わなければならない旅費、通信運搬費等少額な経費を除き、原則銀行振込によって行われるものとする。また、支払いをする際に、補助対象経費以外の経費と同一で支払いをせず、やむを得ず他の経費と同一で支払う場合は、その明細が明確になるように整理する。
- ・実績報告後の検査の際に、補助対象経費の明細と支払いに関する見積書、納品書、請求書及び領収書（又は支払いの事実を証する金融機関の振込金受領書）等を確認する。これらの書類が確認できない場合は、補助対象経費とすることはできない。
- ・補助金は原則として精算払いとする。ただし、必要と認められる場合は、概算払いとすることができる。
- ・補助事業に係る収支を明らかにした帳簿及び証拠書類は、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存する。
- ・事業により取得した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

8 応募手続き

(1) 応募書類（※正本 1 部、副本 5 部を提出すること。）

- ・ 愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業応募申込書兼応募資格確認書（別紙 1）
- ・ 愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業実施計画書（別紙 2）
- ・ 愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業所要額内訳書（別紙 3）
- ・ 業務実績書（別紙 4）
- ・ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（別紙 5）
（申告する内容を証明する書類の写しを添付すること。）
- ・ 定款または寄附行為
- ・ 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書の原本（応募日の日付から 3 か月以内のもの））
- ・ 役員名簿
- ・ 直近の財務諸表

(2) 応募書類提出期間

令和 7 年 3 月 5 日（水）から令和 7 年 3 月 19 日（水）午後 5 時 30 分まで（必着）

(3) 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号（愛知県西庁舎 1 階）

愛知県福祉局福祉部障害福祉課 社会参加推進グループ

- ・ 持参の場合の受付は、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。
- ・ 郵送の場合は、封筒に「令和 7 年度愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業」と明記する。

9 応募に関する問合せ

- ・ 質問は、令和 7 年 3 月 10 日（月）午後 5 時まで電子メールでのみ受け付ける。

メール送信先 powerofart@pref.aichi.lg.jp

件名：愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業に係る質問

- ・ 質問への回答は、令和 7 年 3 月 12 日（水）を目途に、次の web サイトに掲載する。

あいちアール・ブリュットポータルサイト「更新情報欄」<https://www.aichi-artbrut.jp>

10 審査方法・採否の決定

応募団体の採否については、補助者が設置する事業実施団体選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、本事業の実施体制、内容、過去の実績等を総合的に審査し、最も優れている企画提案者を実施候補者として予算の範囲内で決定する。審査は、企画提案者のプレゼンテーションによるものとする。

審査結果は、速やかに書面にて通知する。なお、審査の経過等に関する問合せには応じないものとする。

（補助金交付決定までのスケジュール）

- ・ 応募書類の提出期限 令和7年3月19日（水）
- ・ 選定委員会による審査 令和7年3月28日（金）午前10時から（予定）
愛知県三の丸庁舎8階801会議室（名古屋市中区三の丸2-6-1）
（詳細は別途通知）
- ・ 審査結果の通知 選定委員会終了後、速やかに
- ・ 補助金交付申請書の提出 令和7年4月上旬
- ・ 交付決定 令和7年4月中旬

11 事業の実施に係る留意事項

- ・ 愛知県補助金等交付規則（昭和55年規則第8号）のほか、厚生労働省が定める「身体障害者福祉補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）交付要綱」（別添2）及び愛知県が定める「愛知県障害者芸術文化活動普及支援事業補助金交付要綱」（別添3）を遵守すること。
- ・ 本事業については、愛知県議会における令和7年度当初予算の成立を条件とする。